

地震・津波 編

鳴門市明神小学校

本項については、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号）第 71 条第 1 項にて作成を義務づけられている「避難確保計画」に該当するものである。

ア 地震・津波発生時の基本対応及びその流れ(児童が在学時の津波を想定)

緊急地震速報

地震は「徳島県地震動被害想定調査」(平成17年3月)より
津波は「徳島県沿岸における津波高暫定値」(平成23年12月)

- ・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員，児童生徒等に連絡
- ・大きな声での確な指示：「頭部の保護」「机の下への避難」「机の脚を持つ」「その場を動かない」

地震発生（震度〇〇を想定）

- ・大きな声での確な指示：「頭部の保護」「机の下への避難」「机の脚を持つ」「その場を動かない」

STEP 1 児童生徒等の安全確保

大きな揺れがおさまったら、即座に津波に関する情報収集
情報をもとに、校長が避難の判断・指示

津波発生

第1波		最大波 (第〇波)	
48 分	0.2 m	64 分	6 m

一次避難場所	運動場
二次避難場所	本館 2・3 階
三次避難場所	富田製薬研究棟

STEP 2 避難

- 津波の可能性なし ・あらかじめ想定した避難場所へ、即座に全校避難
- ・大きな声での確に指示する。「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- 津波の可能性あり ・至急高いところへ全校避難(津波を想定した避難場所)へ全校避難
- ・大きな声での確に指示する。「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- ・一次避難場所で危険なときは二次避難場所、さらに三次避難場所へと状況により速やかに移動する。

STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

- ・児童生徒等の安否確認
- ・負傷者の確認と応急処置

STEP 4 避難した後の学校の対応

- ・警察，消防，医療機関への連絡
- ・児童生徒等の不安に対する対処
- ・緊急を要する児童生徒等の病院への搬送及び保護者への連絡
- ・校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置
- ・情報収集：地震の規模と津波の危険性等，二次災害の危険性等の情報把握等
- ・教育委員会への連絡：児童生徒等及び教職員の安否及び学校内外の被害の状況等
- ・外部（マスコミ）等及び保護者等への対応（対応窓口の一本化）
- ・学校が地域の避難所となった場合は避難所運営支援を行う。

STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し

- ・地震・津波発生時の対応について、学校と保護者の間で共通理解を図っておく。
- ・対応決定後、保護者へ連絡する。
- ・大災害の場合、原則保護者に避難場所に来てもらい、引き渡す。
(大津波警報・津波警報発令時は、原則帰さない)

イ 地震・津波が発生した場合の情報収集のための機器や方法

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
テレビ・ラジオ	職員室	事務主事
インターネット	職員室	教頭
すだちくんメール	校長室・職員室	校長

ウ 地震・津波が発生した場合の避難場所及びその判断基準

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
C A S E 1	津波(1m未満)	運動場 学校災害対策本部設置場所(職員室)
C A S E 2	津波(1m~10m)	運動場 → 本館東側屋上 学校災害対策本部設置場所(職員室)
C A S E 3	津波(10m以上)	運動場 → 富田製薬研究棟 学校災害対策本部設置場所(水が引いてからは職員室)

エ 地震・津波が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所

品名	保管場所	担当者
出席簿・児童名簿・	職員室	教頭・事務主事
地区別名簿・引き渡しカード	職員室	教頭・事務主事

オ 地震・津波が発生した場合、連絡が必要な機関について整理 → 危機管理マニュアルp.13 参照

連絡責任者(校長, 教頭, 事務主事)

登下校前・下校後に災害が発生の場合のスクールバスへの連絡(教頭) → 市教育委員会総務課

カ 保護者への引き渡しについて

(ア)地震・津波が発生した際, 児童の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の保護者へ連絡をとる。(電話, 携帯一斉メール, 学校のホームページに掲載等にて) 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・大津波警報の有無 ・二次災害(火災・建物崩落・余震)の有無 ・「避難勧告」「避難指示」発令の有無 ・通学路の安全状況の確認 ・児童生徒等の帰宅先及び帰宅後の状況(家庭で一人にならないか) ・児童生徒等の家庭周辺の安全状況の確認
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が迎えにきた場合は, 下校の判断基準にもとづき安全が確認されたら, 引き渡しカード等を活用し, 保護者に引き渡す。 	(上の基準に同じ)
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と連絡が取れない児童生徒等は, 学校(安全な避難場所)で待機させる。 	(上の基準に同じ)
<ul style="list-style-type: none"> ・引き渡し後の児童生徒等の安全確認をする。(電話, メール等) 	(上の基準に同じ)

(イ) 地震・津波が発生した際、児童を引き渡す際の保護者への連絡方法

(電話やメールが使用できないときに、保護者が情報を得られる場所や方法も考慮)

判断責任者氏名： 校長 担当者氏名： 教頭	
連絡方法	・事前に引き渡しの際の連絡方法等を文書等で周知・徹底しておく。
・手順	①基本は、携帯一斉メールと緊急連絡網 ②連絡がつかない場合は、児童を学校(または、安全な場所)に待機させる。
連絡が取れない場合の対応	学校(安全な避難場所)で待機させる。

(ウ) 児童の保護者への引き渡し方法

引き渡し判断決定者： 校長 担当者： 各担任
・児童生徒等の保護者へ連絡をとる。(電話、携帯一斉メール、学校のホームページに掲載等にて)
・保護者が迎えにきた場合は、安全が確認されたら、引き渡しカード等を活用し、保護者に引き渡す。
・保護者と連絡が取れない児童生徒等は、学校(安全な避難場所)で待機させる。
・引き渡し後の児童生徒等の安全確認をする。(電話、メール等)

キ 児童が在校時以外の対応

登下校時	・学校か自宅、近い方へ避難する。 ・どちらからも遠い場合は近くの子ども110番の家へかけ込む。 ・大人(保護者)といっしょに近くの避難場所へ速やかに避難する。 ・登校前・下校時の場合の スクールバスへの連絡(教頭) → 市教委教育総務課(686-8801)
学校外の諸活動時	・引率者の指示で近くの安全な避難場所へ速やかに避難する。
在宅時	・保護者がいる場合は保護者といっしょに近くの避難場所へ速やかに避難する。